

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	香川県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、東かがわ警察署、さぬき警察署、高松東警察署、小豆警察署、高松北警察署、高松南警察署、坂出警察署、高松西警察署、丸亀警察署、琴平警察署、三豊警察署、観音寺警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理所属（署）、2 受理番号、3 拾得区分（通常・占有者・埋蔵物）、4 署受理日、5 拾得届出日、6 拾得日時、7 拾得場所、8 届出者（施設占有者）氏名・住所・連絡先、9 裸現金・裸現金以外、10 物品（特徴・記名カナ漢字・固有番号）、11 権利区分、12 氏名等告知同意、13 物件区分（貴重な物件・貴重な物件以外）、14 引渡し処理区分、15 拾得場所公表、16 引渡し期間・帰属予定日、17 防犯登録番号、18 備考	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）香川県警察本部警務部企画課	
	（所在地）〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課 (所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	